

2014年（平成26年）第8回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）8月13日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）8月15日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）8月29日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 議会棟4階 理事者控室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について

6 出席委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人 | 2番 高橋 誠 | 3番 広江 文男 |
| 4番 稲垣 忠良 | 5番 谷邊 博人 | 6番 村上 三晴 |
| 7番 岡崎 昌史 | 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義 |
| 10番 井上 博僖 | 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 |
| 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 | 15番 小林 正勝 |
| 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 | 18番 松井 隆尚 |
- 以上18名

7 欠席委員

8 その他の出席者

9 事務局出席職員

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 事務局 長 | 小川 裕司 | 松永出張所 | 藤原 真治 |
| 事務局 次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 藤岡 領子 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局 | 杉原 信広 |
| 事務局 | 平田 純雄 | | |

以上9名

10 議事内容

午前9時28分開会

- 事務局長 それでは、ただいまから2014年(平成26年)第8回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。
- 部会長 — 開会あいさつ —
- 議長
(5番) それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
最初に、会議の成立を申し上げます。委員総数18名のうち、委員全員が出席ですので、本日の会議は成立いたします。
続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号3番の広江文男委員と議席番号12番の門田正義委員をお願いいたします。
- 議長 議事に入る前に、議案の訂正・追加取下げ事項があれば、事務局より説明してください。
- 事務局 それでは、第8回農地部会議案書追加・訂正・取下げですが、3ページ14番が取下げ。4ページ3番の転用の目的欄及び施設の概要欄の共同住宅を長屋建住宅に訂正。6ページ14番が取下げ。9ページ1番の備考欄に所要面積1,479㎡、併用地 雑種地191㎡を追加。9ページ2番の転用の目的欄 送電線鉄塔立替工事を送電線建替工事に訂正。備考欄に賃借権の設定を追加。9ページ3番が取下げ。11ページ16番の備考欄に賃借権の設定を追加。13ページ27番が取下げです。以上です。
- 議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず、西部地区の報告をお願いします。
- 6番
(村上) それでは、西部地区の審議内容の報告をいたします。
西部地区では、8月25日の午前10時30分から関係者により、現地調査を行い、午後4時から8階の農業委員室で協議会を開催しました。
委員9名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号5件、議案第

3号4件、議案第4号2件の合計13件について審議いたしました。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの1番と2番について報告します。

1番は、神島町の譲受人が、群馬県館林市の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

2番は、南本庄の譲受人が、山口県下関市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保あるいは購入予定であり、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10番
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、8月25日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午後2時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員5名全員の出席により、1号議案3件、2号議案3件、3号議案6件、4号議案1件、合計13件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの3番から2ページの5番について報告します。

3番は、東村町の譲受人が共有地の持ち分2分の1を同町の譲渡人から譲受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、今までどおりハウスによる稲の苗の育苗（育成販売）及び野菜の栽培をする予定です。

4番は、藤江町の譲受人が高齢で耕作できなくなった譲渡人から贈与により譲受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、野菜・果樹の作付をする予定です。なお、譲渡人は8月16日に亡くなりましたので、相続人から承継届の提出を受けております。

5番は、柳津町の譲受人が金江町の譲渡人から申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。申請地には、水稻の作付をする予定です。

いずれの案件とも、農業経験があり、農機具等も所有されております。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について、報告をします。

北部地区では、8月20日の午前9時から関係者により、現地調査を行

い、8月25日の午後3時30分から3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、1号議案7件、2号議案10件、3号議案10件、4号議案2件の合計29件について、審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの6番から3ページの12番の案件について報告します。

6番は、高齢で耕作困難となった貸出人から、借受人が申請地に使用貸借権を設定し、新規就農をするものです。必要な農機具等の確保もされており、問題はないと思われま

す。7番は、高齢で耕作困難となった貸出人から、以前より農業に興味があった借受人が申請地に使用貸借権の設定をし、新規就農をするものです。農業経験もあり必要な農機具の確保もされており、問題はないと思われま

す。8番は、耕作困難となった譲渡人から、譲受人が住居から近い申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。

9番は、遠方のため耕作困難な譲渡人から、譲受人が申請地を譲受け、経営規模の拡大を図るものです。

10番は、高齢のため耕作困難となった譲渡人から、後継者である譲受人に申請地を贈与するものです。

11番と12番は、関連案件です。

11番は、耕作困難となった譲渡人から、譲受人が申請地を譲受け新規就農するものです。

12番では、使用貸借権を設定し、申請地を借受け新規就農をするものです。

なお、いずれの案件についても、譲受人は必要な農機具等の確保もされており、問題はないと思われま

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17番
(山崎)

それでは神辺地区の審議内容について報告いたします。神辺地区では、8月25日午前8時55分から関係者により、現地調査を行い、午前11時50分より、神辺支所 会議棟福利厚生室で協議会を開催しました。

委員6名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号4件、議案第3号5件、議案第4号1件の合計12件について、審議いたしました。

なお、議案第1号3ページ14番については協議会終了後、取下願が受

理されております。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの13番について報告します。

譲受人が申請地の田1筆を取得し、水稻作付けを行い、経営規模の拡大を図るものです。譲受人は農作業経験もあり、必要な農機具等も確保されているため、問題ないものと思われま

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の13件は、農地法第3条調査書のとおり、借入れ後、又は、取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長

これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3 番

それでは、東部地区の審議内容について報告します。

(広江)

東部地区では、8月22日(金)午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から委員7名全員の出席により、市役所8階農業

委員室で協議会を開催しました。

審議した議案は、議案第2号1件、議案第3号1件の合計2件です。

それでは、4ページの議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の4ページ1番について報告します。

御幸町にお住まいの申請人が、雨水排水用地として水路を布設し転用するものです。

現地調査をしましたが、周辺の営農状況に支障を生じるおそれはないと思われま

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの2番から6番について報告します。

2番は、郷分町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、郷分排水機場の北、約600メートルのところ

3番は、津之郷町の申請人が、申請地に共同住宅を建築するものです。場所は、津之郷小学校の北西、約300メートルの本谷川沿いのところ

4番は、野上町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、瀬戸池の北西、約700メートルのところ

5番は、沼隈町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、山南小学校の南東、約100メートルのところ

6番は、内海町の申請人が、宅地の拡張を行うものです。場所は、横山海岸のところ

なお、3番を除く4件は、農振農用地区域内のため、農振除外手続き中でありま

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の5ページの7番から9番について報告します。

7番は、本郷町の申請人が売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

8番は、松永町の申請人が住宅を建築するものです。

9番は、藤江町の申請人が農家住宅を建築するものです。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。なお、いずれの案件とも、農振農用地区域内であるため農振除外手続き中です。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15番
(小林)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの10番から7ページ20番について報告します。

10番は、申請地に太陽光発電パネルの設置し、また、一部を駐車場として転用するものです。

11番は、耕作困難となった申請地に、太陽光発電パネルの設置をするものです。

12番は、労働力不足で耕作困難なため、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

13番は、遠方のため耕作・管理ができないため、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

15番は、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

16番は、耕作困難なため、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

17番は、現在休耕地となっている申請地の有効利用をするため、太陽光発電パネルの設置をするものです。

18番は、遠方で耕作・管理等が困難なため、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

19番は、労働力不足で耕作困難なため、申請地に太陽光発電パネルの設置をするものです。

現地確認をしましたが、いずれも日照・排水等近隣の農地への影響はないと思われまます。

20番は、資源ごみの効率的回収に寄与するため、申請地に町内会のごみステーションを設置するものです。

なお、11番から20番の申請地については、農振農用地区域内のため農振除外手続き中です。

議 長

ありがとうございました。
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について」7 ページ 2 1 番から 8 ページ 2 4 番について報告します。

2 1 番は、申請人が農業継続資金の確保のため、申請地の田 1 筆に太陽光発電パネルを設置するものです。なお、申請地には既に太陽光発電パネルが設置されており、顛末書の提出を受けています。

2 2 番は、申請地の田 1 筆を貸露天資材置場に転用するものです。

2 3 番は、申請人が申請地の畑 1 筆を進入路に転用し、幅員 4 m に拡幅するものです。

2 4 番は、申請人宅の、駐車スペースが手狭なため畑 2 筆を転用し、宅地の拡張及び車庫を建築するものです。

なお、いずれの案件とも、農振農用地区域内であるため農振除外の手続き中です。

議 長

ありがとうございました。
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第 2 号の 3 番、8 番、9 番、2 4 番の 3 件は、第 3 種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、相当数の街区を形成している区域と認められるため第 2 種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

すべての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 (質疑なし)

議 長 質問等もないようですので、採決をいたします。
議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。
まず東部地区の報告をお願いします。

3 番
(広江) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」9ページ1番について報告します。
御幸町の譲受人が、御幸町の譲渡人から農地を譲り受け、隣接地の雑種地と併せ、1,479㎡に建売住宅7棟及び進入路として転用するものです。現地調査をしましたが、周辺の営農状況に支障を生じるおそれはないと思われます。

議 長 ありがとうございました。
次に西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の9ページの2番から5番について報告します。
2番は、広島市の法人が、郷分町の貸渡人から申請地を平成27年5月31日まで借受け、中国電力の送電用鉄塔の立替え工事のため一時的に転用するもので、工事完了後は、農地に復元するものです。場所は、郷分幼稚園の西側、約700メートルのところです。
3番については、地区協議会で審議後、取下げとなりました。

4番は、沖野上町の借受人が、使用貸借権を設定して父親から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。

なお、本申請地は、昭和53年度から昭和62年度にかけて実施されたほ場整備区域内であります。貸渡人の所有地で、住宅が建築可能な土地は、ほ場整備区域内以外にはないため、やむを得ないものと思われます。場所は、熊野小学校の北東、約300メートルのところ。

5番は、内海町の譲受人が、千葉県船橋市の譲渡人から申請地を譲受け、宅地を拡張するものです。場所は、内浦小学校の北西、約900メートルの県道田島循環線沿いのところ。

なお、2番から4番は、農振農用地区域内ですが、2番は、一時転用のため農振除外は不要です。3番、4番は、農振除外手続き中です。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10番
(井上)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」の9ページの6番から10ページの11番について報告します。

6番は、本郷町の借受人が父親の所有する申請地に使用貸借権を設定して借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

7番、本郷町の借受人が父親の所有する申請地に使用貸借権を設定して借受け、住宅を建築するものです。

8番は、本郷町の借受人が父親の所有する申請地に使用貸借権を設定して借受け、進入路及び露天駐車場として転用するものです。

9番は、松永町の法人が神村町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として転用するものです。

10番は、今津町の譲受人が同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として転用するものです。

11番は、柳津町の借受人が父親の所有する申請地に使用貸借権を設定して借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。

現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れはありません。なお、いずれの案件とも、農振農用地区域内であるため農振除外の手段中。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 10 ページの 12 番から 12 ページの 21 番について報告します。

12 番は、遠方のため耕作困難な譲渡人より、会社を経営する譲受人が申請地を譲受け、露天駐車場および倉庫として転用するものです。

13 番は、譲受人の所有する土地・建物が公共事業用地として買収されることとなったため、その代替地として申請地を譲渡人から譲受け、住宅用地として転用するものです。

14 番は、高齢で農業後継者がいない譲渡人から、建設会社を経営する譲受人が、申請地を譲受け会社の露天資材置場として転用するものです。

15 番は、借受人の住んでいる借家が手狭になったため、貸出人である祖父の所有する申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築するものです。

16 番は、遠方のため耕作困難な貸出人より、建設会社を経営する借受人が申請地に賃借権の設定をし、露天資材置場として転用するものです。

17 番は、申請地への進入路が狭く農機具の搬入も困難であるため、申請地に使用貸借権の設定を行い、借受人が太陽光発電パネルの設置をするものです。

18 番は、耕作困難な貸出人から、土木建設業を営む借受人が申請地に賃借権を設定し、会社の露天資材置場として転用するものです。

19 番は、借受人の住んでいる借家が手狭になったため、貸出人である祖父の所有する申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築するものです。

20 番は、労働力不足で耕作困難な貸出人が、申請地を自ら経営する建設会社に賃借権を設定して、露天資材置場に転用するものです。

21 番は、譲受人が宅地の拡張のため譲渡人から、申請地を譲受けるものです。

なお、12 番から 21 番の申請地については、農振農用地区域内であるため農振除外の手段中です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(山崎)

それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について」の 12 ページ 22 番から 13 ページ 26 番について報告します。

22 番は、譲受人所有の宅地への進入路が狭く、車での乗り入れができ

ないため、申請地の田1筆を取得し、進入路として拡幅するものです。

23番は、借受人が、露天資材置場、露天駐車場、露天作業場が不足しており、申請地の田1筆に賃借権を設定し、転用するものです。

24番は、借受人が、申請地の田1筆に期限を定めない使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。なお、申請地は既に駐車場として利用されており、顛末書の提出を受けています。

25番は、譲受人が、申請地の畑1筆を取得し、露天駐車場として使用するものです。なお、申請地は既に造成されており、顛末書の提出を受けています。

26番は、譲受人が、申請地の田2筆を取得し、近隣周辺で需要のある共同住宅2棟を建築するものです。

なお、22番、23番、25番の申請地については、農振農用地区域内であるため農振除外の手続き中です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第3号の4番は熊野地区として昭和53年から昭和62年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。農地法施行規則第33号第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

また10番はおおむね300m以内に高速道路自動車国道等の出入口が存在するため、26番は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公益的施設が存在するためそれぞれ第3種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

すべての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業

規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6 番
(村上)

議案第4号「非農地証明について」の14ページの1番と2番について報告します。

1番は、沼隈町の申請人である宗教法人が、大正15年頃から墓地として利用し、現在に至っております。

2番は、沼隈町の申請人が、昭和38年頃から墓地として利用し、現在に至っております。

場所は、いずれも能登原小学校の北東、約600メートルのところですが、なお、両案件とも、農振農用地区域に指定されておりますが、農振担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、いずれの申請地も農地性がなく、証明妥当と判断しました。

議 長

ありがとうございました。
次に松永地区の報告をお願いします。

10 番
(井上)

議案第 4 号「非農地証明について」の 1 4 ページの 3 番の報告をします。
昭和 5 2 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野とな
っております。農地への復元は困難であり、農地性は無いと判断しました。

議 長

ありがとうございました。
次に、北部地区の報告をお願いします。

15 番
(小林)

議案第 4 号「非農地証明について」の 1 4 ページの 4 番と 5 番について
報告します。

4 番は、昭和 6 0 年頃から耕作放棄していたところ、葛等のつる性の植
物が繁茂し原野となり現在に至っております。

5 番は、1 筆は昭和 5 5 年頃から、もう 1 筆は昭和 3 5 年頃から耕作放
棄していたところ、雑木が繁茂し山林となり現在に至っています。

現地調査をしましたが、申請どおり農地性がないと判断しました。

議 長

ありがとうございました。
次に、神辺地区の報告をします。

17 番
(山崎)

議案第 4 号「非農地証明について」の 1 4 ページ 6 番の報告をします。
申請地は、昭和 5 7 年頃から、物置を建築し住宅敷地に使っていたとの
申請です。現地調査をしましたが、申請のとおりで、農地性が無いと判断
しました。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。
議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお
願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明いたします。

まず、15ページから21ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により15件を受理しました。

次に、22ページ、23ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、24ページから28ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で、4条14件、5条33件を受理しました。

次に、29ページの「農地法施行規則第32条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。

認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。

この規定により1件を受理しました。

次に、30ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされています。7件の通知がありました。

次に、31ページの「買受適格証明申請について」です。競売及び公売に入札参加できることの証明申請です。

申請地は、市街化区域内であり、取得目的が太陽光発電パネル用地への転用であることから事務局長の専決により処理しています。

次に、32ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島地方裁判所福山支部から照会があったもので、競売物件の登記地目が「農地」であることから、農業委員会が現地調査を行い、現況を報告するものです。

この報告は、照会の日から2週間以内に行うこととなっています。現地確認等の関係から事務局長専決で報告しました。

照会は1件、4筆についてありました。現地調査の結果、3筆については、農地性が認められたため、農地として報告し、1筆については農地性が認められなかったため、非農地として報告しました。専決処分及び届出等については以上です。

議長 ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 (質疑なし)

議長 よろしいですか。

発言がないようですので、議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告についてのすべてを終了しました。

これをもちまして、2014年(平成26年)第8回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、9月30日 火曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午前10時09分閉会